

[大学で所定の科目を履修した後、大学院での科目履修あるいは国が指定する施設で業務に従事することにより、受験資格が得られる資格]

◎公認心理師

1. 公認心理師について

公認心理師とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいいます。

- (1)心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- (2)心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- (3)心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- (4)心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

2. 公認心理師として活躍が期待される場

就職は、各職域での採用試験等に合格し、採用されることが必要です。

公認心理師になることで病院などの保健医療、児童相談所や福祉事務所などの福祉、学校などの教育、矯正施設などの司法、会社などの産業等の分野で活躍することが期待されています。

➤ 保健医療分野

病院・クリニック、精神保健福祉センターなど

➤ 福祉分野

障害者支援施設、児童福祉施設、保育園・認定こども園、婦人相談所、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター、国立障害者リハビリテーションセンターなど

➤ 教育分野

小学校・中学校・高校などのスクールカウンセラー、教育相談室、適応指導教室、教育委員会など

➤ 司法・犯罪分野

家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、刑務所、保護観察所、更生保護施設、警察など

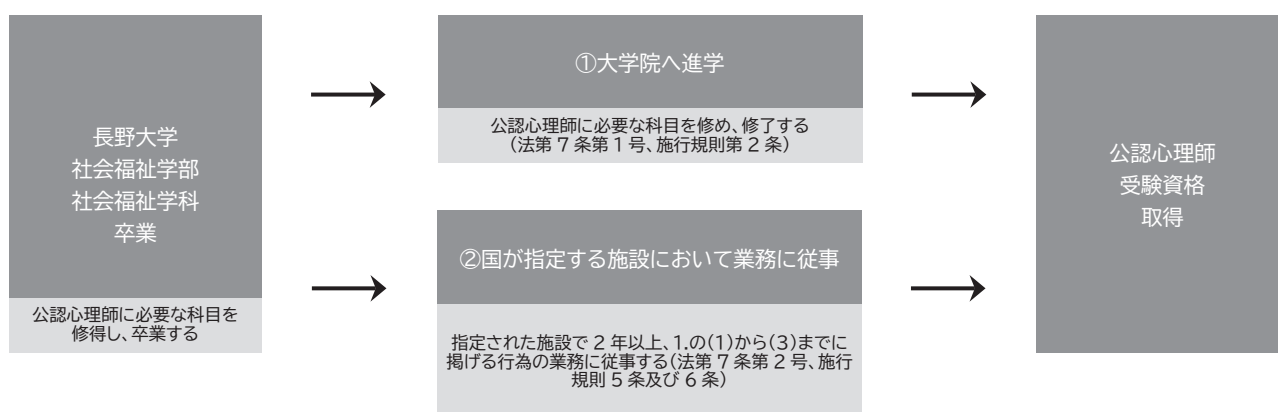
➤ 産業・労働分野

企業におけるメンタルヘルス対策(EAP)、健康管理センター、広域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど

3. 公認心理師の資格取得ルート

公認心理師試験の受験資格を取得するためには、主として①大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として法令で定めるもの(以下「必要な科目」という。)を修めて卒業し、かつ、大学院において必要な科目を修めてその課程を修了する、②大学において必要な科目を修めて卒業し、その後、国が指定する施設で2年以上、1.の(1)から(3)までに掲げる行為の業務に従事する方法があります(ただし、現在のところ、②の「国が指定する施設」の数は限定されています。指定された施設の詳細については、厚生労働省 HP 上にある「公認心理師」のページ(公認心理師法第7条第2号に規定する認定施設 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html> をご覧ください)。その後、国家試験である公認心理師試験を受験し、合格することで、公認心理師となる資格を取得することができ、さらに、公認心理師登録簿に登録されることにより、公認心理師になることができます。

法律施行後の主な公認心理師養成ルート



『認定心理士』資格取得と『公認心理師』受験資格取得」対応モデル

人間の行動や心理機能について、これまでの幾多の研究に基づいて培われてきた標準的知見を学修するとともに(専門教育における基礎科目の学修)、実験・調査・観察等の標準化された手法及び統計手法を用いて検証すること(心理学実験の学修)が心理学教育の基本的枠組みといえる。このデータの収集と分析という客観的かつ合理的な学問的探究のプロセスに専心して取り組むことにより、“事象を客観的にとらえて考察する技術”や“クリティカルシンキング(批判的思考)の技術”を醸成する。これら心理学の『基礎分野』で修得した知識と技術を土台として、医療・教育・福祉・司法・産業などの領域における臨床心理学的な支援や、実社会におけるさまざまな心理学的問題の研究に必要な知識と技能を学ぶための『応用分野』(専門教育における展開科目、応用心理調査実習、心理演習、心理実習、卒業論文などの演習・実習科目)の学修を積み上げることで、心理学の学びをいっそう深め、大学院進学や心理専門職に必要な心理学の基礎知識、実践的な技能の基礎を修得できる。

以上の学修の枠組みにおける心理系資格の位置づけとしては、主として、『基礎分野』の学修の成果に基づいて認定されるのが「認定心理士」資格である。また、『基礎分野』に加えて、『応用分野』の中でも、特に、実験や調査といった心理学研究の技法についての学修の成果に基づいて認定されるのが、「認定心理士(心理調査)」資格である。さらに、『基礎分野』の学修の上に、臨床心理学的な知識と技能の学修を積み上げることで取得できるのが、国家資格である「公認心理師」資格であるが、この「公認心理師」資格は、大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として法令で定めるもの(以下「必要な科目」という。)を修め、卒業するだけでは取得できない点にも注意されたい。公認心理師試験の受験資格を得るためには、大学で必要な科目を修めて卒業した後、必要な科目を開講している大学院(修士課程)に進学する、あるいは国が指定する施設で2年以上、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事するなど、大学卒業後の学修や業務経験の積み上げに加え、国家試験で合格することが必要となる。そのためには、大学在学中から、大学院進学や指定施設での採用試験合格に向けた準備等、国家試験の受験と合格とを視野に入れた学業への真摯な取組が求められる。

なお、心理系大学院の入学試験では、英語の試験が課されることが多いため、心理系大学院志望者は、外国語科目の選択にあたって十分留意されたい。

4. 公認心理師試験を受験するための資格の一部となる、大学で履修することが必要な科目

☆卒業単位に算入しない

☆☆受講人員は30名である

☆☆☆受講人員は10名である

大学における必要な科目名			本学開講科目	単位数	年次
必 須 科 目	①	公認心理師の職責	公認心理師の職責 ☆	2	3～
	②	心理学概論	心理学概論Ⅰ	2	1～
			心理学概論Ⅱ	2	1～
	③	臨床心理学概論	臨床心理学概論Ⅰ	2	2～
			臨床心理学概論Ⅱ	2	2～
	④	心理学研究法	心理学研究法	2	2～
	⑤	心理学統計法	心理学統計法Ⅰ	2	1～
			心理学統計法Ⅱ	2	1～
	⑥	心理学実験	心理学実験Ⅰ ☆☆	2	2～
			心理学実験Ⅱ ☆☆	2	2～
	⑦	知覚・認知心理学	知覚心理学(知覚・認知心理学)	2	2～
			認知心理学(知覚・認知心理学)	2	2～
	⑧	学習・言語心理学	学習心理学(学習・言語心理学)	2	2～
			言語心理学(学習・言語心理学)	2	2～
	⑨	感情・人格心理学	感情心理学(感情・人格心理学)	2	3～
			人格心理学(感情・人格心理学)	2	3～
	⑩	神経・生理心理学	神経心理学(神経・生理心理学)	2	2～
			生理心理学(神経・生理心理学)	2	3～
	⑪	社会・集団・家族心理学	社会・集団心理学(社会・集団・家族心理学)	2	1～
			家族心理学(社会・集団・家族心理学)	2	1～
	⑫	発達心理学	発達心理学Ⅰ	2	1～
			発達心理学Ⅱ	2	1～
	⑬	障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	3～
	⑭	心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	2～
	⑮	心理学的支援法	心理学的支援法	2	3～
	⑯	健康・医療心理学	健康心理学(健康・医療心理学)	2	3～
			医療心理学(健康・医療心理学)	2	3～
	⑰	福祉心理学	福祉心理学	2	3～
	⑱	教育・学校心理学	教育心理学(教育・学校心理学)	2	1～
			学校心理学(教育・学校心理学)	2	2～
	⑲	司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	3～
	⑳	産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	3～
	㉑	人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	1～
	㉒	精神疾患とその治療	精神疾患とその治療Ⅰ	2	2～
			精神疾患とその治療Ⅱ	2	2～

	㉓	関係行政論	関係行政論 ☆	2	3～
	㉔	心理演習	心理演習Ⅰ☆☆☆	2	3～
			心理演習Ⅱ☆☆☆	2	3～
	㉕	心理実習	心理実習☆☆☆	4	4